

国民年金・厚生年金保険障害認定基準
「第 18 節/その他の疾患による障害」の見直しについて

1 額改定の待機期間に関する検討会の開催

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 62 号）により、「障害の程度が増進したことが明らかである場合」として厚生労働省令で定める場合には、障害の程度が増進したことによる障害年金の額の改定の請求には、1 年間の待機期間を要しないこととされた。

これを受けて、平成 25 年度に開催した「障害年金の額改定請求に関する検討会」において、「障害の程度が増進したことが明らかである場合」として厚生労働省令で規定すべき事項について検討を行った。

2 人工肛門等に関する議論

上記検討会において、構成員から、『人工肛門を造設した場合、尿路変更術を施した場合、又は完全排尿障害の状態にあるものについては、造設した後、一時的に利用し、6 カ月以内に人工肛門を閉鎖し、尿路変更を解消し、又は完全排尿障害状態が改善することがあるので、造設後 6 カ月は見る必要がある。一方、新膀胱を造設した場合は永続的なものであり、不可逆性なものであるので、6 カ月待つ必要はない。』旨の御意見があった。

そのため、人工肛門を造設し、尿路変更術を施し、又は完全排尿障害状態の状態が 6 カ月を超えて継続して初めて障害年金の額改定請求ができる旨を、厚生労働省令に規定した。

これを受けて、障害認定基準「第 18 節/その他の疾患による障害」の規定についても、資料 5 のとおり見直す必要が生じている。